

# 「登録型本人通知制度」に登録しましょう

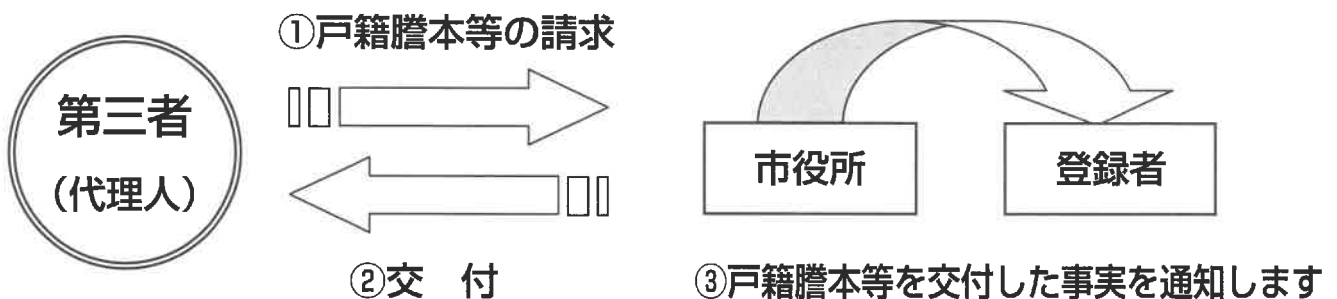
## 1 登録型本人通知制度とは (県下8市9町で制度化されています)

戸籍や住民票を、代理人や第三者に交付した場合に丸亀市が「事前に登録された方」にお知らせする制度です。この制度により、不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害に対し、抑止力を持たせる効果が期待できます。

※通知は、登録者本人に文書を送付(普通郵便)します。登録者本人以外には、家族であっても通知しません。お一人ずつ登録が必要です。

### 制度が始まった背景

「戸籍」は直系の子や親族、「住民票」は同じ世帯の人であれば、取得することができます。その他の人は、委任状や自分の権利行使等を証する書面が必要です。また、依頼を受けた行政書士、司法書士、弁護士等は、職務を行うために必要な戸籍、住民票等を取得することができます。この制度を悪用して2011年には全国で1万件以上の戸籍等の不正取得が発覚し、そのほとんどは結婚や就職での身元調査に利用されたことが判明しています。



## 2 登録できる人

丸亀市に住民登録(削除された住民票を含む)されている人、本籍(除かれた戸籍を含む)がある人。

## 3 登録に必要なもの

- 免許証等の本人確認書類(運転免許証・旅券(パスポート)・個人番号カード(マイナンバーカード)等)
- 代理人による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類
- 法定代理人による申請の場合は、戸籍謄本など資格を証明する書類と法定代理人の本人確認書類

## 4 登録について

裏面の「本人通知制度事前登録申込書」に記入の上、必要書類を添えて市役所市民課または各市民センターへ提出してください。

■登録に関するお問い合わせは

市民生活部市民課

24-8810

■戸籍等不正取得に関するお問い合わせは

総務部人権課

24-8811

(令和3年6月1日現在で作成しています)

## 丸亀市本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

丸亀市長 宛

申 込 者	住 所	〒	
	氏 名	フリガナ	
	連 絡 先		
申込者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人		

丸亀市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

事前登録者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ		
現在の住所 (住民登録地)	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ 〒		
連 絡 先	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> その他 (                      )		
通ず る 対 象 の	本 籍	丸亀市	筆 頭 者
	住民登録地	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ 丸亀市	

注 申請の際に次の書類を提示又は提出してください。

- (1) あなたが申込者本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたが法定代理人以外の代理人であるときは、併せてその旨を証明する旨の書類（委任状等）

次の欄は記入しないでください

受 付	登録番号	本人確認書類		備 考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 (                      )	<input type="checkbox"/> 公簿確認 (                      ) <input type="checkbox"/> 住民票停止 <input type="checkbox"/> 戸籍停止